

一般事業主行動計画

社員が個々の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1:令和9年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを完全実施し定着させる。

<対策>

- 令和5年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年7月～ 社内営業会議での検討開始
- 令和5年10月～ ノー残業デーの実施開始
管理職への研修(年2回)及び社内報・社内掲示板による従業員への周知

目標2:令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年5日以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年7月～ 社内営業会議での検討開始
- 令和5年9月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始